

「西神中央なぞときラリーの制作・運営業務」公募要領

本要領は、西神中央なぞときラリーの制作・運営業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、業務全般に関して適正な企画力、業務遂行能力、実施体制をもった受託事業者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定するために定めるものである。

1. 業務名称

西神中央なぞときラリーの制作・運営業務

2. 業務に関する事項

(1) 業務内容

「西神中央なぞときラリーの制作・運営業務」仕様書のとおり（以下、「仕様書」という。）

(2) 契約上限額

金 3,000,000 円（消費税・地方消費税含む）

(3) 契約期間

契約締結の翌日～2024年12月27日（金）

(4) 履行場所

神戸市営地下鉄西神中央駅周辺

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 応募関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5. スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 公募開始 | 2024 年 4 月 15 日（月） |
| (2) 質問受付締切 | 2024 年 4 月 26 日（金） |
| (3) 質問に対する回答 | 2024 年 5 月 2 日（木） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 2024 年 5 月 31 日（金）17 時 |
| (5) 選定委員会 | 2024 年 6 月 10 日（月）～14 日（金）のうち 1 日 |
| (6) 選定結果通知 | 2024 年 6 月下旬 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 2024 年 7 月上旬 |

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 公募要領等の交付

- ① 交付開始 2024 年 4 月 15 日（月）
- ② 交付方法 下記、神戸市ホームページにて掲載
<https://www.city.kobe.lg.jp/k25836/seishinnazotoki.html>
- ③ 交付資料
 - ・公募要領（本書）
 - ・仕様書
 - ・各種様式
 - ・契約書案（頭書及び委託契約約款）

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 2024 年 4 月 15 日（月）から 2024 年 4 月 26 日（金）17 時まで
- ② 提出方法 様式 3「質問書」に記載し、「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」まで E メールにより提出すること。
- ③ 回答 2024 年 5 月 2 日（木）までに本市ホームページにて回答する。

(3) 応募書類等の提出

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 企画提案書

企画提案書は、A4判とし、企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ・本業務に対する考え方、実施方針
- ・本業務の実施方法、手法、スケジュール
- ・提案のセールスポイント
- ・本業務にかかる実施体制・支援体制

④ 見積書

ア A4判。様式は任意とする。

イ 見積書の作成に当たっては、経費の詳細な明細を記載することとし、その金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。

- ⑤ 受付期間 2024年4月15日（月）から2024年5月31日（金）17時まで必着
- ⑥ 提出方法 Eメール(PDFデータにて)、郵送、持参のいずれか。本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先まで提出すること。

7. 選定に関する事項

(1) 選定基準

選定は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な評価を行うものとする。

評価項目	評価基準	配点
提案内容	・仕様書の内容を的確に捉え、具体的に提案しているか。 ・業務の目的や内容等の理解度が高く、方向性が業務目的と一致しているか ・市民等が参加しやすいシステムとなっているか。	40点
広報	・主な対象者（小学生親子）に訴求できるような提案内容になっているか。	20点
実施体制	・過去に類似事業の実績があり、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。 ・イベント実施に必要な体制を有しているか。	20点
地域性	・提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか。	10点
価格	・提案内容に対して見積金額が適切であるか。	10点
合計		100点

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、「西神中央なぞときラリーの制作・運營業務受託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて

選定する。

- ② 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の評価を行う。
- ③ 選定委員会（詳細は別途提案者に通知します）
 - ア 開催日時 2024年6月10日～14日のうち1日（予定）
 - イ 開催場所 西区役所
 - ウ 内容 企画提案書等による質疑応答を含むプレゼンテーション
 - エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」の「提案内容」の合計点数により決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申込み後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

住所：〒651-2295 神戸市西区糀台5丁目4-1

西区総務部地域協働課 守谷、岩城

電話：078-940-9501 内線 212

E メール：west@office.city.kobe.lg.jp